

高知県公報

発行所
高知県
高知市丸の内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則	2
◎水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	4
訓 令	
◎高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令	4
告 示	
○漁船損害等補償法による同意を求め ための事前届出 (漁業管理課) (4・4 揭示)	6
○生活保護法による介護機関の指定(2 件) (福祉指導課)	6
○生活保護法による指定介護機関の名称 の変更の届出 ()	7
○生活保護法による指定介護機関の廃止 の届出(2件) ()	7
○生活保護法による指定介護機関の休止 の届出(2件) ()	9
◎告示(高知県旅館業法施行条例による 知事が指定する施設の定め)の一部改 正 (食品・衛生 課)	9
○道路の区域変更(5件) (道 路 課)	10
○道路の供用開始 ()	11
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (5件) (都市計画課)	11
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	12
○狩猟免許更新のための適性検査及び講 習の実施 ()	12
○収去飼料の試験結果の公表 (畜産振興課)	13
○土地改良区の役員の就退任(3件) (農業基盤課)	15
○土地改良区の定款変更の認可 ()	15
○換地計画の適否決定(長岡郡大豊町津 家土地改良共同施行) ()	15
○市町村営土地改良事業の施行の同意 (2件) ()	15

○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	15
高知県教育委員会規則	
◎高知県技能教育施設の指定等に関する規則	16
高知県選挙管理委員会告示	
◎告示(その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支 援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とす る施設の指定)の一部改正 (3・31揭示)	20
高知県人事委員会公告	
○高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性採用試験 の実施	20

規 則

高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第45号

高知県鳥獣保護及び狩猟規則の一部を改正する規則

高知県鳥獣保護及び狩猟規則(平成15年高知県規則第69号)の一部を次のように改正する。
別記第7号様式及び別記第8号様式中

3	ライフル銃	銃砲所持許可番号	
		許可年月日	年 月 日
4	散弾銃	銃砲所持許可番号	
		許可年月日	年 月 日
5	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	
		許可年月日	年 月 日
6	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	
		許可年月日	年 月 日

3	ライフル銃	猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証の番号	号
4	散弾銃	上記の許可証の交付年月日	年 月 日
5	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	上記の許可証の交付年月日	年 月 日
6	空気銃	上記の許可証の交付年月日	年 月 日

(圧縮ガスを使用するものを含む。)

に、

記載上の注意事項

- 1 文字は、かい書で明りょうに記載してください。
- 2 (1)欄の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載してください。
- 3 太枠欄には、申請者は記載しないでください。

を

記載上の注意事項

- 1 文字は、かい書で明りょうに記載してください。
- 2 太枠欄には、申請者は記載しないでください。

に改める。

別記第9号様式裏面中

(5) 銃砲所持許可番号及び許可年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)

第一種銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可番号		許可年月日	年 月 日
	散弾銃	銃砲所持許可番号		許可年月日	年 月 日
	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号		許可年月日	年 月 日
第二種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号		許可年月日	年 月 日

を

(5) 猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日(第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)

ライフル銃					
-------	--	--	--	--	--

第一種 銃猟免許	散弾銃	許可証の番号	号	許可証の 交付年月 日	年 月 日
	空気銃 (圧縮ガ スを使用 するもの を含む。)				
第二種 銃猟免許	空気銃 (圧縮ガ スを使用 するもの を含む。)				

に、

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種別ごとに申請書を提出してください。
- 2 文字は、かい書で明りょうに記載してください。
- 3 (5)欄の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載してください。
- 4 ※印欄及び(3)欄には、申請者は記載しないでください。

を

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種別ごとに申請書を提出してください。
- 2 文字は、かい書で明りょうに記載してください。
- 3 ※印欄及び(3)欄には、申請者は記載しないでください。

に改める。

別記第10号様式裏面中

(4) 銃砲所持許可番号及び許可年月日 (第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)

第一種 銃猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可番号		許可年月日	年 月 日
	散弾銃	銃砲所持許可番号		許可年月日	年 月 日
	空気銃 (圧縮ガ スを使用 するもの を含む。)	銃砲所持許可番号		許可年月日	年 月 日

第二種 銃猟免許	空気銃 (圧縮ガ スを使用 するもの を含む。)	銃砲所持許可番号		許可年月日	年 月 日
-------------	--------------------------------------	----------	--	-------	-------

- 記載上の注意事項
- 1 変更登録を受けようとする狩猟免許の種別ごとに申請書を提出してください。
 - 2 文字は、かい書で明りょうに記載してください。
 - 3 (1)欄については、変更がある場合のみ必要事項を記載し、変更がない場合は記載しないでください。
 - 4 (4)欄の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、同欄の銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載してください。
 - 5 ※印欄及び(2)欄には、申請者は記載しないでください。

を

(4) 銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証の番号及び交付年月日 (第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の場合)

第一種 銃猟免許	ライフル銃	許可証の番号	号	許可証の 交付年月 日	年 月 日
	散弾銃				
第二種 銃猟免許	空気銃 (圧縮ガ スを使用 するもの を含む。)				

- 記載上の注意事項
- 1 変更登録を受けようとする狩猟免許の種別ごとに申請書を提出してください。
 - 2 文字は、かい書で明りょうに記載してください。
 - 3 (1)欄については、変更がある場合のみ必要事項を記載し、変更がない場合は記載しないでください。
 - 4 ※印欄及び(2)欄には、申請者は記載しないでください。

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第46号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(昭和27年高知県規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第100条の6第4項」を「第100条の8第4項」に改める。

第4条中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改める。

第7条第1項中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改め、同条第2項中「前項第1号から第3号まで」を「前項各号」に改める。

第8条第1項第2号並びに第12条第1項及び第2項中「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改める。

第14条第1項中「第100条の6第1項」を「第100条の8第1項」に改め、同項第3号中「水産業協同組合法施行規則(昭和58年農林水産省令第45号)第5条第1項第3号から第5号まで」を「水産業協同組合法施行規則(平成20年農林水産省令第10号)第6条第1項第3号から第5号まで」に改め、同条第2項中「第100条の6第1項」を「第100条の8第1項」に改め、同項第5号中「第5条第1項第3号から第5号まで」を「第6条第1項第3号から第5号まで」に改める。

第15条中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に、「第91条の2第2項」を「第91条第2項」に改める。

第16条及び第17条中「第100条の6第5項」を「第100条の8第5項」に改める。

第19条中「第100条の6第2項」を「第100条の8第2項」に、「第100条の6第3項」を「第100条の8第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第9号

本庁
高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程の一部を改正す

訓令

高知県鳥獣保護員の服務等に関する規程（昭和38年11月高知県訓令第47号）の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

別記様式（第8条関係）

鳥獣保護員業務日誌

（ 月分）

区分 日	巡視又は指導 地	違反事項の有無及びそ れに対する処置その他 特記事項	鳥獣被害の発生及び目 撃情報等
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
日			
計 日		鳥獣保護員	㊟

附 則

この訓令は、平成20年5月1日から施行する。

告 示

高知県告示第245号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月4日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町 安岡 棟 治
 〃 浜岡 久 志
 〃 森 下 潤 三

(2) 加入区の名称

浦尻加入区

(3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成20年4月4日から同月18日まで

(2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合本所

高知県告示第259号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年11月1日	有限会社フロール・デ・コルサ 宿毛市中央三丁目6-13	居宅介護支援事業所菜の花 宿毛市平田町戸内225-1 居宅介護支援
平成19年12月1日	株式会社美空 南国市十市1524-2	デイサービスみそら岡豊 南国市岡豊町蒲原160-

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
〃	〃	61 通所介護 居宅介護支援事業所みそら 南国市十市1524-2 居宅介護支援
平成19年12月20日	医療法人レザレクト 香南市野市町西野2192-2	グループホームはなみずき 香南市野市町西野1886-3 認知症対応型共同生活介護
平成20年1月10日	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12-1	ヘルパーステーション沙羅 四万十市有岡1727-1 訪問介護
〃	〃	デイサービスなでしこ 四万十市有岡1727-1 通所介護
平成20年1月24日	社会福祉法人あしずり会 土佐清水市浦尻452	グループホーム桜の園 土佐清水市浦尻431 認知症対応型共同生活介護
平成20年2月1日	社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160-1	グループホームあさざり 四万十の里 高岡郡四万十町窪川字蕨谷1205-1 認知症対応型共同生活介護
平成20年2月7日	かみ介護サービス株式会社 香美市土佐山田町四丁目2-6	デイサービスセンターあさひ 香美市土佐山田町四丁目2-6 通所介護

高知県告示第260号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年12月1日	株式会社美空 南国市十市1524-2	デイサービスみそら岡豊 南国市岡豊町蒲原160-61 介護予防通所介護
平成19年12月20日	医療法人レザレクト 香南市野市町西野2192-2	グループホームはなみずき 香南市野市町西野1886-3 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成20年1月10日	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12-1	ヘルパーステーション沙羅 四万十市有岡1727-1 介護予防訪問介護
〃	〃	デイサービスなでしこ 四万十市有岡1727-1 介護予防通所介護
平成20年1月24日	社会福祉法人あしずり会 土佐清水市浦尻452	グループホーム桜の園 土佐清水市浦尻431 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成20年2月1日	仁淀川町 吾川郡仁淀川町大崎124	仁淀川町介護予防支援事業所 吾川郡仁淀川町土居甲921-1 介護予防支援
〃	社会福祉法人香南会 香南市赤岡町1160-1	グループホームあさざり 四万十の里 高岡郡四万十町窪川字蕨谷1205-1 介護予防認知症対応型共同生活介護

平成20年2月7日	かみ介護サービス株式会社 香美市土佐山田町四丁目2-6	デイサービスセンターあさひ 香美市土佐山田町四丁目2-6 介護予防通所介護
-----------	--------------------------------	---

高知県告示第261号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

区分	介護機関の名称	所在地	変更年月日
変更前	医療法人青雲会 清和病院老人デイケア「碧空」	高岡郡佐川町乙1777	平成19年10月1日
変更後	通所リハビリテーションせいわ		

高知県告示第262号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成19年12月31日	医療法人仁照会 吾川郡春野町東諸木3163	はるの森澤クリニック 吾川郡春野町東諸木3163 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導
〃	〃	グループホーム春の森 吾川郡春野町東諸木3163 介護予防認知症対応型共同生活介護
〃	〃	デイサービス太陽 吾川郡春野町東諸木3163

		介護予防通所介護
〃	〃	デイサービスみなみが丘 吾川郡春野町南ヶ丘二丁目9-4 介護予防通所介護
〃	〃	グループホームほっと館 吾川郡春野町秋山1599-1 介護予防認知症対応型共同生活介護
〃	春野町長 吾川郡春野町西分15	春野町地域包括支援センター 吾川郡春野町西分1-1 介護予防支援
〃	医療法人広田歯科医院 吾川郡春野町芳原3401	広田歯科医院 吾川郡春野町芳原3401 介護予防居宅療養管理指導
〃	株式会社マサキ・ウエルフェア 吾川郡春野町平和3393-11	株式会社マサキ・ウエルフェア春野事業所 吾川郡春野町平和3393-11 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
〃	山崎功一 吾川郡春野町内ノ谷1387-2	山崎歯科医院 吾川郡春野町内ノ谷1387-2 介護予防居宅療養管理指導
〃	有限会社それいゆ 吾川郡春野町仁ノ3291	デイサービスいごっそう 吾川郡春野町仁ノ3291 介護予防通所介護
〃	社会福祉法人やわらぎ 吾川郡春野町西分2401-2	グループホーム萌 吾川郡春野町西分2401-2 介護予防認知症対応型共

		同生活介護
〃	社会福祉法人高春福祉会 吾川郡春野町東諸木3058-1	特別養護老人ホームはるの若菜荘 吾川郡春野町東諸木3058-1 介護予防短期入所生活介護
〃	〃	老人デイサービスセンターもろぎ 吾川郡春野町東諸木3058-1 介護予防通所介護
〃	医療法人永島会 吾川郡春野町西分2027-3	永井病院 吾川郡春野町西分2027-3 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防短期入所療養介護
〃	〃	デイケアながい 吾川郡春野町西分2027-3 介護予防通所リハビリテーション
〃	〃	ホームヘルプステーション永井 吾川郡春野町西分2027-3 介護予防訪問介護
〃	春野町社会福祉協議会 吾川郡春野町西分1-1	春野町社会福祉協議会ホームヘルプサービス 吾川郡春野町西分1-1 介護予防訪問介護
〃	〃	あじさい会館通所介護事業所

〃	〃	永井居宅介護支援事業所 吾川郡春野町西分2027-3 居宅介護支援
〃	春野町社会福祉協議会 吾川郡春野町西分1-1	春野町社会福祉協議会居宅介護支援事業所 吾川郡春野町西分1-1 居宅介護支援
〃	〃	春野町社会福祉協議会ホームヘルプサービス 吾川郡春野町西分1-1 訪問介護
〃	〃	あじさい会館通所介護事業所 吾川郡春野町西分1-1 通所介護
〃	社会福祉法人長い坂の会 高知市針木北一丁目14-30	特別養護老人ホームはるの荘 吾川郡春野町弘岡上1286 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
〃	医療法人四つ葉会 吾川郡春野町弘岡下3993-9	森本歯科 吾川郡春野町弘岡下3993-9 居宅療養管理指導
〃	医療法人島本会 吾川郡春野町西分69-1	島本医院 吾川郡春野町西分69-1 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導
平成20年1月31日	いの町 吾川郡いの町1700-1	いの町立居宅介護支援事業所 吾川郡いの町上八川甲1934 居宅介護支援
平成20年2	医療法人須崎会	新高陵訪問看護ステーション

月29日	須崎市横町1-28	ヨン 須崎市横町1-28 訪問看護
〃	〃	新高陵居宅介護支援事業所 須崎市横町1-28 居宅介護支援

高知県告示第264号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の休止について次のとおり届出があった。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

休止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成20年3月1日	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12-1	デイサービスなでしこ 四万十市有岡1727-1 通所介護

高知県告示第265号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の休止について次のとおり届出があった。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

休止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称、所在地及びサービスの種類
平成20年3月1日	有限会社沙羅 四万十市中村京町一丁目12-1	デイサービスなでしこ 四万十市有岡1727-1 介護予防通所介護

高知県告示第266号

昭和52年7月高知県告示第346号(高知県旅館業法施行条例による知事が指定する施設の定め)の一部を次のように改正する。
平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

表を次のように改める。

施設名	所在地
-----	-----

1 青少年教育施設 高知県立塩見記念青少年プラザ 高知市工石山青少年の家 高知市青年センター 国立室戸青少年自然の家 高知県立青少年センター 高知県立香北青少年の家 高知県立北川青少年の家 高知県立青少年センター分館芸西天文学習館 高知県立高知青少年の家 組合立大野見青年の家 高知県立幡多青少年の家	高知市小津町6-4 高知市土佐山高川1898-33 高知市棧橋通二丁目1-50 室戸市元乙1721 香南市野市町西野303-1 香美市香北町吉野1300 安芸郡北川村久木551 安芸郡芸西村和食甲4668-1 吾川郡いの町天王北一丁目14 高岡郡中土佐町大野見吉野232 幡多郡黒潮町上川口1166
2 スポーツ施設 高知県立県民体育館 高知県立武道館本館 高知県立武道館分館 県立春野総合運動公園 高知市総合運動場 高知市東部総合運動場 高知市針木運動公園 高知県立室戸広域公園 安芸市体育館 南国市立市民体育館 南国市立スポーツセンター 南国市立三和スポーツ交流センター 南国市立久礼田体育館 南国市立長岡西部体育館 南国市立瓶岩体育館 土佐市立市民体育館 須崎市立市民体育館 宿毛市立武道館 宿毛市総合運動公園 宿毛市和田体育館 宿毛市平田公園 土佐清水市立市民体育館 香南市赤岡運動広場 香南市赤岡運動広場管理棟 香南市赤岡全天候型運動	高知市丸ノ内一丁目8-3 高知市丸ノ内一丁目2-71 高知市春野町芳原 高知市大原町158番地 高知市五台山1736-1 高知市針木北一丁目15-15 室戸市領家800 安芸市矢ノ丸三丁目11 南国市大塚甲2125 南国市前浜1344-3 南国市片山1017-2 南国市久礼田534-1 南国市元町二丁目4-2 南国市亀岩166 土佐市高岡町甲2165番地1 須崎市西古市町6-15 宿毛市中央五丁目5番2号 宿毛市山奈町芳奈4024番地 宿毛市和田1612番地 宿毛市平田町戸内3386番地1 土佐清水市清水853-3 香南市赤岡町1094番地1 香南市赤岡町1118番地1 香南市赤岡町1119番地1

広場「赤岡ドーム」 香南市香我美オレンジテニス場	香南市香我美町徳王子2220番地6
香南市農林漁業者健康増進運動施設	香南市香我美町徳王子2220番地1
香南市千舞温泉多目的広場	香南市香我美町東川末清191番地2
香南市野市ふれあい広場	香南市野市町深淵910番地
香南市野市運動公園	香南市野市町大谷736番地
香南市野市総合体育館	香南市野市町大谷736番地
香南市西野ゴールドテニス場	香南市野市町西野2072番地
香南市山下グリーンテニス場	香南市野市町大谷1105番地
香南市夜須運動広場	香南市夜須町坪井1691番地
香南市手結体育館	香南市夜須町手結298番地63
香南市夜須相撲場	香南市夜須町西川254番地
香南市千切ゲートボール場	香南市夜須町千切1218番地1
香南市マリンスポーツ施設	香南市夜須町千切536番地19
香南市吉川体育館	香南市吉川町吉原61番地
北川村立村民体育館	安芸郡北川村野友甲1565
芸西村憩ヶ丘運動公園	安芸郡芸西村和食4525
海水健康プール芸西	安芸郡芸西村和食甲1-141
本山第1町民プール	長岡郡本山町本山377
土佐町町民体育館	土佐郡土佐町田井182
高知県立青少年体育館	吾川郡いの町八田1767
いの町立伊野体育館	吾川郡いの町3596
いの町立吾北体育館	吾川郡いの町上八川甲3105
スポーツパークさかわ	高岡郡佐川町甲238番1地先
四万十町窪川運動場	高岡郡四万十町金上野949番地
四万十町大正テニスコート	高岡郡四万十町大正278番地1
四万十町十和体育館	高岡郡四万十町久保川41番地1
四万十町古城体育館	高岡郡四万十町古城875番地2
四万十町大道体育館	高岡郡四万十町大道1351番地11
四万十町窪川B&G海洋センター	高岡郡四万十町本堂405番地4
四万十町窪川勤労者体育センター	高岡郡四万十町香月が丘1480番地

高知県立土佐西南大規模公園(佐賀地区多目的運動広場)	幡多郡黒潮町佐賀
高知県立土佐西南大規模公園(大方地区)	幡多郡黒潮町入野
3 その他の施設 へき地保育施設 市町村が知事の認可を受けて設置したへき地保育所	

高知県告示第267号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年4月18日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 441号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐橋字平本38番1から 四万十市西土佐岩間字後口山488番85まで	前	3.1	4,185
		49.0	
四万十市西土佐橋字神田140番4から 四万十市西土佐岩間字土居ノ谷461番1まで	後	A	3,595
			45.0
四万十市西土佐橋字平本38番1から 四万十市西土佐岩間字後口山488番85まで	後	B	2,740
			12.5
		77.0	

高知県告示第268号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成20年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年4月18日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西土佐松野
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市西土佐津野川字城平653番1から 四万十市西土佐津野川字コラシノクボ304番1まで	前	3.1	755
		16.0	
四万十市西土佐津野川字城平30番から 四万十市西土佐津野川字コラシノクボ304番1まで	後	A	532
			3.1
四万十市西土佐津野川字城平653番1から 四万十市西土佐津野川字コラシノクボ304番1まで	後	B	550
			6.0
		72.5	

高知県告示第269号
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、平成20年4月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 平成20年4月18日
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中村下田ノ口
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

幡多郡黒潮町下田の 口字上シホタ1332番 1から 幡多郡黒潮町下田の 口字五反田604番1 まで	前		4.4	784
			15.1	
幡多郡黒潮町下田の 口字松ヶ谷2607番から 幡多郡黒潮町下田の 口字五反田584番5 まで	A		4.4	580
			15.1	
幡多郡黒潮町下田の 口字上シホタ1332番 1から 幡多郡黒潮町下田の 口字五反田604番1 まで	B		9.0	973
			44.0	

高知県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年4月18日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県高知土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田村高須
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高知市介良乙字松尾 乙9番1から 高知市介良甲字妹背 山甲1312番6まで	前	15.5	56
	後	15.5 20.5	56

高知県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成20年4月18日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町檜生 原字西屋式789番から 高岡郡四万十町檜生 原字西屋式779番ま で	前	13.6 17.0	10
	後	10.2 14.4	10
高岡郡四万十町檜生 原字ムロヤシキ32番 1から 高岡郡四万十町檜生 原字ムロヤシキ655 番まで	前	8.2 21.6	181
	後	6.2 16.4	181

高知県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、
道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成20年4月18日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町檜生原字 西屋式180番口から	226	平成20年4月18

高岡郡四万十町檜生原字 西屋式779番まで		日
高岡郡四万十町檜生原字 新屋式762番から 高岡郡四万十町檜生原字 新屋式710番地先まで	252	平成20年4月18 日
高岡郡四万十町檜生原字 長ウ子695番から 高岡郡四万十町檜生原字 ムロヤシキ653番地先ま で	359	平成20年4月18 日

高知県告示第273号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により
都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項に
おいて準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示す
る。
平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成9年8月高知県告示第618号高知広域都市計画道路事業
(3・5・66号上町二丁目南城山線(神田工区その2))
- 3 事業施行期間
平成9年8月12日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

高知県告示第274号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により
都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項に
おいて準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示す
る。
平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成9年8月高知県告示第619号高知広域都市計画道路事業
(3・3・27号潮新町線及び3・2・3号高知駅高知港線)

3 事業施行期間
平成9年8月12日から平成21年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第275号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称
高知市
2 都市計画事業の種類及び名称
平成10年11月高知県告示第646号高知広域都市計画道路事業(3・3・25号若松町比島線(比島))

3 事業施行期間
平成10年11月4日から平成21年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
変更なし

高知県告示第276号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称
高知市
2 都市計画事業の種類及び名称
平成11年7月高知県告示第446号高知広域都市計画道路事業(3・5・57号追手筋弥生町線)

3 事業施行期間
平成11年7月6日から平成21年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
変更なし
(2) 使用の部分
なし

高知県告示第277号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 施行者の名称
高知市
2 都市計画事業の種類及び名称
平成12年10月高知県告示第601号高知広域都市計画道路事業(3・5・68号鴨部北城山線)

3 事業施行期間
平成12年10月17日から平成21年3月31日まで

4 事業地
(1) 収用の部分
平成12年10月高知県告示第601号の事業地うち、高知市朝倉本町一丁目地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分
なし

公 告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。
平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所等

日時	場所	試験を実施する免許の種類
平成20年7月17日 午前10時30分から	安芸市総合社会福祉センター	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 18日	〃	わな猟免許及び網猟免許
〃 〃 29日	中村地区建設協同組合会館	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
〃 〃 30日	〃	わな猟免許及び網猟免許
〃 8月29日	高知県立ふくし交流	第一種銃猟免許及

〃	プラザ	び第二種銃猟免許
〃 〃 30日	〃	わな猟免許及び網猟免許

- 2 免許申請手数料
現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については4,000円、その他の者については5,300円(高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄にはり付けること。)
- 3 免許申請書の提出場所及び提出期限
高知県政策企画部鳥獣対策課にそれぞれの試験の実施日の10日前までに到着するように提出すること。
- 4 免許申請書の配布場所
高知県政策企画部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。
- 5 その他
受験資格、提出書類その他詳細については、高知県政策企画部鳥獣対策課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第1項、第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

実施市町村	日時	場所
須崎市	平成20年7月1日 午後1時から	須崎市立市民文化会館
本山町	〃 〃 10日	本山町プラチナセンター
高知市	〃 〃 15日	高知県立ふくし交流プラザ
黒潮町	〃 〃 28日	ふるさと総合センター
田野町	〃 8月4日	田野町ふれあいセンター

四万十町	〃 〃	7日	四万十町農村環境改善センター
宿毛市	〃 〃	8日	宿毛商工会館
高知市	〃 〃	19日	ウェルサンピア高知
安芸市	〃 〃	27日	安芸市民会館
高知市	〃 〃	9月7日	高知県猟友会館

2 免許更新申請手数料

2,900円（高知県収入証紙を免許更新申請書の所定欄にはり付けること。）

3 免許更新申請書の提出場所及び提出期限

高知県政策企画部鳥獣対策課へそれぞれの講習の実施日の10日前までに到着するように提出すること。

4 免許更新申請書の配布場所

高知県政策企画部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

提出書類その他詳細については、高知県政策企画部鳥獣対策課に問い合わせること。



飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、平成20年1月31日から同年2月6日にかけて収去した飼料の検査結果の概要を次のとおり公表する。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

製造事業所の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製 造 (輸入) 年 月	試験結果の概要					
				粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)
香川県坂出市 J A 四国くみあい飼料株式会社坂出工場(平成20年4月1日から「J A 西日本くみあい飼料株式会社坂出工場」に名称変更)	高知市 J A 四国くみあい飼料株式会社高知営業所(平成20年4月1日から「J A 西日本くみあい飼料株式会社高知営業所」に名称変更)	くみあい配合飼料 酪農クラブ16 (乳用牛飼育用配合飼料)	平20.1	16.6	4.3	6.4	5.8	0.81	0.54
岡山県倉敷市 日本農産工業株式会社水島工場	〃 アグリビジネス高知株式会社	土佐ジロー専用飼料 ジロー邑D (成鶏飼育用配合飼料)	平20.1	19.0	5.5	2.6	12.4	3.97	0.56
〃 〃	〃 〃	ノーサン印中すう育成用配合飼料 中雛用 (中すう育成用配合飼料)	平19.12	18.9	3.7	2.7	6.4	1.14	0.82
〃 中部飼料株式会社水島工場	須崎市 株式会社にしむら	マル中印成鶏飼育用配合飼料 レ イヤー17 (成鶏飼育用配合飼料)	平20.1	18.1	4.7	3.2	12.3	4.20	0.58
〃 〃	〃 〃	マル中印ほ乳期子豚育成用配合飼料 ハイクリーブB (ほ乳期子豚育成用配合飼料)	平20.1	18.8	6.8	1.9	5.8	0.87	0.64

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、宿毛市北川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	三浦 眞一	宿毛市平田町戸内4803
〃	藤田 刃男	〃 〃 〃 4845
〃	井垣 順一	〃 〃 〃 黒川3773
〃	岩本利喜也	〃 〃 〃 戸内4919
〃	野口 直行	〃 〃 〃 4734-2
〃	山本 嘉彦	〃 〃 〃 4754-1
〃	下村 武彦	〃 〃 〃 4754-5
監事	西尾 隆三	〃 〃 〃 4379
〃	柴岡 禎雄	〃 〃 〃 5030-1
〃	下村 静子	〃 〃 〃 4838
(就任)		
理事	三浦 眞一	宿毛市平田町戸内4803
〃	藤田 刃男	〃 〃 〃 4845
〃	井垣 順一	〃 〃 〃 黒川3773
〃	岩本利喜也	〃 〃 〃 戸内4919
〃	野口 直行	〃 〃 〃 4734-2
〃	山本 嘉彦	〃 〃 〃 4754-1
〃	下村 武彦	〃 〃 〃 4754-5
監事	西尾 隆三	〃 〃 〃 4379
〃	柴岡 禎雄	〃 〃 〃 5030-1
〃	下村 静子	〃 〃 〃 4838

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、安田町東島土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	小島 信夫	高知市介良 乙1173-11
〃	小島 守	安芸郡安田町東島 3676
〃	小島 正義	〃 〃 〃 3834
〃	西山 嘉春	〃 〃 〃 3391-8
〃	竹内 寿	〃 〃 〃 448-1
〃	西山 真弓	〃 〃 〃 640

〃	西山 博善	〃 〃 〃 598-1
〃	中野 道夫	〃 〃 〃 755-1
〃	齊藤 高志	〃 〃 〃 656-2
〃	手島 久幸	〃 〃 〃 470
〃	有岡 良行	〃 〃 〃 2836
〃	久保田教正	〃 〃 〃 2779
〃	中島 久介	〃 〃 〃 2763-2
〃	中野 泰雄	〃 〃 〃 2611
〃	中野 豊	〃 〃 〃 2566
監事	手島 常弘	〃 〃 〃 463
〃	中野 明德	〃 〃 〃 2771

(就任)

理事	西山 英幸	安芸郡安田町東島	105
〃	竹内 誠祥	〃 〃 〃	3837
〃	西山 嘉春	〃 〃 〃	3391-8
〃	黒岩 辻生	〃 〃 〃	3661
〃	西山 眞一	〃 〃 〃	201
〃	手島 豊	〃 〃 〃	642
〃	齊藤富士男	〃 〃 〃	651
〃	手島 久幸	〃 〃 〃	470
〃	西山 精二	〃 〃 〃	614
〃	今村 福恵	〃 〃 〃	583
〃	有岡 良行	〃 〃 〃	2836
〃	有岡 夏美	〃 〃 〃	2776
〃	中島 久介	〃 〃 〃	2763-2
〃	中島土佐男	〃 〃 〃	2692
〃	中野 豊	〃 〃 〃	2566
監事	今村 守茂	〃 〃 〃	3411
〃	中山 雅靖	〃 〃 〃	2584

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、山田堰井筋土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	郷本 勉	香美郡土佐山田町京田 201
〃	蒲原 尚	南国市 大桶乙2705-2
監事	伊尾木 巖	〃 東崎 102
(就任)		
理事	安井 正興	香美市土佐山田町京田 517-2
〃	新谷 正雄	南国市 大桶乙1843
監事	高橋 学	〃 東崎 616

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、須崎市上分土地改良区の定款の変更を平成20年4月4日に認可した。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第1項の規定により、長岡郡大豊町津家土地改良共同施行の行う大豊町津家地区(津家換地区)の換地計画は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 縦覧に供する書類
 - 換地計画書の写し
 - 現形図及び換地図
- 縦覧期間
平成20年4月18日から同年5月21日まで
- 縦覧場所
大豊町役場
- その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、津野町の行う土地改良事業(津野地区中山間地域総合整備事業(区画整理))の施行について平成20年4月1日に同意した。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、津野町の行う土地改良事業(津野地区中山間地域総合整備事業(用排水路))の施行について平成20年4月1日に同意した。

平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成20年4月18日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成19年12月20日 19高幡土第4号	宿毛市宿毛字鷺洲 5495番	四万十市楠島1033番地 株式会社山沖建設 代表取締役 山沖 修

教育委員会規則

高知県技能教育施設の指定等に関する規則をここに公布する。
平成20年4月18日

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第9号

高知県技能教育施設の指定等に関する規則

高知県技能教育施設の指定等に関する規則（平成2年高知県教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第55条第1項の規定による技能教育のための施設の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設指定の申請）

第2条 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第32条の規定により法第55条第1項の規定による技能教育のための施設の指定の申請をしようとする者は、別記第1号様式による技能教育施設指定申請書に、次に掲げる書類を添えて高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 技能教育のための施設の建物の配置図及び平面図
- (2) 技能教育のための施設の運営方法を記載した書類
- (3) 技能教育のための施設の年間経費の概要を記載した書類
- (4) 技能教育のための施設において使用する主な教材の名称を記載した書類
- (5) 政令第33条の2の規定による指定を受けようとする連携科目等の内容の概要を記載した書類
- (6) 技能教育を担当する者の氏名、担当科目、担当時間数及び履歴（当該担当科目に関する高等学校の教諭の資格その他の資格及び当該担当科目に関する実地の経験年数を含む。）を記載した書類

(7) 技能教育施設の指定等に関する規則（昭和37年文部省令第8号。次条第2項において「省令」という。）第5条第1項に規定する連携措置（以下この条において「連携措置」という。）をとろうとする高等学校の名称及び所在地並びに課程及び学科の名称を記載した書類

(8) 連携措置をとろうとする高等学校の校長の承諾書

(9) 連携措置をとろうとする高等学校の学科の教育課程を記載した書類
（内容変更の届出）

第3条 法第55条第1項の規定による県教育委員会の指定を受けた技能教育のための施設（以下「指定技能教育施設」という。）の設置者は、政令第34条第1項の規定により内容変更の届出をしようとするときは、別記第2号様式による指定技能教育施設内容変更届出書を県教育委員会に提出しなければならない。

2 省令第4条第1項第6号の規定により内容変更の届出をしなければならない事項は、次のとおりとする。ただし、第2号に掲げる事項にあっては、軽微な変更の場合を除く。

- (1) 技能教育のための施設において技能教育を受けることのできる者の資格
- (2) 技能教育のための施設の施設及び設備の状況（連携科目等の追加指定等の申請）

第4条 指定技能教育施設の設置者は、政令第34条第2項の規定により連携科目等の追加指定を受けようとするときにあっては別記第3号様式による連携科目等追加指定申請書に、連携科目等の指定変更をしようとするときにあっては別記第4号様式による連携科目等指定変更申請書に、それぞれ次に掲げる書類を添えて県教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 追加指定又は指定変更をしようとする連携科目等（以下この項において「追加変更科目」という。）に係る第2条第4号に掲げる書類
- (2) 追加変更科目の内容の概要を記載した書類
- (3) 追加変更科目に係る第2条第6号から第9号までに掲げる書類

2 指定技能教育施設の設置者は、政令第34条第2項の規定により連携科目等の廃止をしようとするときは、別記第5号様式による連携科目等指定解除申請書を県教育委員会に提出しなければならない。

（廃止の届出）

第5条 指定技能教育施設の設置者は、政令第35条第1項の規定により当該指定技能教育施設の廃止の届出をしようとするときは、別記第6号様式による指定技能教育施設廃止届出書を県教育委員会に提出しなければならない。

（委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 住所
氏名
Ⓜ
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

技能教育施設指定申請書

学校教育法第55条第1項の規定による技能教育のための施設の指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

技能教育のための施設の名称												
技能教育のための施設の所在地												
技能教育を受けることのできる者の資格												
	定員	申請時の定員	エ 技能教育のための施設において教育を行う者の数							人		
ア	技能教育のための施設の教育を受ける者の総数	人	オ エのうち、申請に係る技能教育を担当する者の数							人		
イ	アのうち、申請に係る技能教育を受ける者の総数	人	(上記のうち、専任者の数)							人		
ウ	イのうち、連携措置の対象とする者の総数	人	カ オのうち、実習を担当する者の数							人		
技能教育の種類	修業年限	科目の名称 (指定を受ける科目の前に○印を付けてください。)	年間の指導時間数 (時間)					同時に技能教育を受ける者の数				
			1年	2年	3年	4年	計	最小学級の生徒定員	同時に当該科目の授業を受ける生徒の総定員の最大数			
	年										人	人
計												
技能教育のための施設の施設の状況												
施設の名称	数量	構造	面積	専用・共用	備考							
			m ²									
計												
技能教育のための施設の設備の状況												
設備の名称	数量	専用・共用	備考									
計												

- 備考 1 「技能教育を受けることのできる者の資格」欄は、当該施設において連携措置の対象とする者の資格を具体的に記入してください。
- 2 「ア」欄は、申請に係る技能教育を受ける者を含めて、当該施設における生徒の総数を記入してください。
- 3 「ア」欄、「イ」欄及び「ウ」欄は、当該施設において二部制授業等を行っている場合には、各部等の定員及び申請時の実員の内訳が分かるように記入してください。

第2号様式 (第3条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 住所
氏名
Ⓜ
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)

指定技能教育施設内容変更届出書

指定技能教育施設についての内容変更をしたいので、学校教育法施行令第34条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

指定技能教育施設の名称		
指定技能教育施設の所在地		
変更事項		
変更内容	変更後	
	変更前	
変更理由		
変更予定年月日	年 月 日	

第3号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 住所
氏名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

連携科目等追加指定申請書

学校教育法施行令第34条第2項の規定により連携科目等の追加指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定技能教育施設の名称											
指定技能教育施設の所在地											
技能教育の種類	修業年限	追加しようとする科目の名称	年間の指導時間数(時間)				技能教育を担当する者の数	同時に技能教育を受ける者の数			
			1年	2年	3年	4年		計	最小学年級の生徒定員	同時に当該科目の授業を受ける生徒の総定員の最大数	
	年						人	人	人		
追加しようとする連携科目等の教育に係る指定技能教育施設の施設の状況											
施設の名称	数量	構造	面積	専用・共用	備考						
			m ²								
追加しようとする連携科目等の教育に係る指定技能教育施設の設備の状況											
設備の名称	数量	専用・共用	備考								

第4号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 住所
氏名 ㊟

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

連携科目等指定変更申請書

学校教育法施行令第34条第2項の規定により連携科目等の指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

指定技能教育施設の名称											
指定技能教育施設の所在地											
技能教育の種類	修業年限	指定の変更を受けようとする科目の名称	年間の指導時間数(時間)					技能教育を担当する者の数	同時に技能教育を受ける者の数		
			1年	2年	3年	4年	計		最小学年級の生徒定員	同時に当該科目の授業を受ける生徒の総定員の最大数	
	年	(変更後)						人	人	人	
		(変更前)									
※指定の変更を受けようとする連携科目等の教育に係る指定技能教育施設の施設の状況											
施設の名称	数量	構造	面積	専用・共用	備考						
(変更後)			m ²								
(変更前)											
※指定の変更を受けようとする連携科目等の教育に係る指定技能教育施設の設備の状況											
設備の名称	数量	専用・共用	備考								
(変更後)											
(変更前)											

備考 ※印欄は、指定技能教育施設の施設又は設備の変更を伴わない場合は、記入する必要はありません。

第5号様式(第4条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 住所
氏名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

連携科目等指定解除申請書

学校教育法施行令第34条第2項の規定により連携科目等の廃止をしたいので、次のとおり指定の解除を申請します。

指定技能教育施設の名称	
指定技能教育施設の所在地	
廃止しようとする連携科目等	

第6号様式(第5条関係)

年 月 日

高知県教育委員会 様

設置者 住所
氏名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

指定技能教育施設廃止届出書

指定技能教育施設を廃止したいので、学校教育法施行令第35条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

指定技能教育施設の名称	
指定技能教育施設の所在地	
廃止予定年月日	年 月 日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第24号

平成18年12月高知県選挙管理委員会告示第102号（その病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長を不在者投票管理者とする施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日（揭示済）

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

3 身体障害者支援施設の表中

高知県立身体障害者リハビリテーションセンター	高知市春野町内ノ谷1番地1
------------------------	---------------

を削る。

人事委員会公告

高知県警察官A男性及び高知県警察官A女性の採用試験を次のとおり行う。

平成20年4月18日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員
警察官A男性	46名
警察官A女性	3名

2 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の任務に従事する。

3 受験資格

次の(1)から(3)までに該当する人

(1) 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人又は平成21年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 日本国籍を有する人

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成20年4月21日（月）から同年6月5日（木）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（郵送の場合は、平成20年6月5日付けの消印のあるものまで受け付ける。）
--

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県警察本部玄関受付、県内各警察署、交番及び派出所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 体力試験 身体検査	平成20年7月13日(日)午前9時から午後5時ごろまで	(男性) 高知市城北町1-14 高知小津高等学校 (女性) 高知市丸ノ内二丁目2-40 高知丸の内高等学校 (試験会場を変更する場合があるが、その場合は、受験票で通知する。)
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体精密検査	平成20年7月31日(木)から同年8月7日(木)までの間に実施する予定であるが、詳しい日程等については、第1次試験の合格通知書に記載する。	高知市棧橋通四丁目15-11 高知南警察署 (試験会場を変更する場合がある。) 高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎

6 試験の方法

(1) 第1次試験

種目	内容
教養試験	警察官として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての五肢択一式による筆記試験
体力試験	職務遂行に必要な体力及び運動能力を有して

	いるかどうかについての試験
身体検査	職務遂行に必要な身体を有しているかどうかについての検査

(2) 第2次試験

種目	内容
論文試験	警察官として必要な識見、表現力等についての筆記試験
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験(個別面接は、2回行う。)
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査
身体精密検査	胸部疾患の有無その他についての検査

7 合格発表時期

第1次試験の合格者の発表は7月中旬に、最終合格者の発表は8月下旬に行う予定である。

8 採用

(1) 最終合格から採用までのスケジュール
最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて提示される。警察本部長は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。

(2) 採用の時期
採用は、原則として平成21年4月1日の予定であるが、採用可能な人については、平成20年10月1日に採用される場合がある。

(3) その他
平成21年3月31日までに学校教育法による4年制の大学等を卒業する見込みで受験し、この試験に合格して採用候補者名簿に登載されても、平成21年3月31日までに卒業しなければ、採用されない。

9 給与

平成20年4月1日現在の初任給は、187,500円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほかに期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。

10 共同試験

試験区分「警察官A男性」の第1次試験は、高知県(高知県

人事委員会)が東京都(警視庁)及び大阪府(大阪府警察本部)と共同して実施するものであり、希望することにより、共同試験実施都府の第1次試験を同時に受験したものとして取り扱われる。

なお、第1志望の第1次試験に合格した人は、第2志望の第1次試験の合格者とはならない。

共同試験の場合の受験資格は、次の表並びに3の(2)及び(3)に該当する人とする。

都府名	受験資格	
東京都(警視庁)	昭和53年7月15日から昭和62年4月1日までに生まれた男性	学校教育法による4年制の大学等を卒業した人及び平成21年3月31日までに卒業見込みの人
大阪府(大阪府警察本部)	昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた男性	

11 試験成績の開示

この試験の受験者(高知県を志望した人に限る。)は、成績の開示を請求することができる。

12 その他

(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。

問い合わせ先	電話番号	所在地
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎
高知県警察本部警務課	(088) 826-0110 内線2613、2614 (フリーダイヤル) 0120-032-376	高知市丸ノ内二丁目4-30

(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。